議案第１７１号

上越市高齢者交流施設条例の一部改正について

上越市高齢者交流施設条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市高齢者交流施設条例の一部を改正する条例

上越市高齢者交流施設条例（平成１６年上越市条例第９７号）の一部を次のように改正する。

別表大潟老人福祉センターの項中「５００円」を「６００円」に改め、同表福寿荘の項中「１６０円」を「１７０円」に改める。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

２　改正後の別表の規定は、令和２年４月１日以後の利用について適用し、同日前の利用については、なお従前の例による。